

警務甲達第10号
令和2年3月19日
〔改正 令和3年4月13日〕
警務甲達第30号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察戦略企画会議規程の制定について

福井県警察の施策の立案及び事務事業の実施に当たり、総合的な企画及び調整を行うため、別添のとおり「福井県警察戦略企画会議規程」を制定し運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、福井県警察企画調整連絡会規程の制定について（平成24年警務甲達第12号）は、廃止する。

別添

福井県警察戦略企画会議規程

第1 設置

福井県警察の施策の立案及び事務事業の実施に当たり、総合的な企画及び調整を行うため、福井県警察戦略企画会議（以下「戦略企画会議」という。）を置く。

第2 組織

- 1 戦略企画会議は、本部の警務課長（以下「警務課長」という。）が主宰する。
- 2 戦略企画会議に、企画調整連絡会及び情勢分析連絡会を置く。
- 3 企画調整連絡会及び情勢分析連絡会は、別表に定める者を構成員とする。
- 4 情勢分析連絡会の附置機関として事件分析班を置き、刑事企画課捜査支援室分析担当補佐が班長として統括する。
- 5 警務課長は、3に定める者のほか、必要と認める警察職員を会議に出席させ、又は陪席させることができる。

第3 会議

- 1 企画調整連絡会は警務課長が必要と認めるとき、情勢分析連絡会は原則として月に1回以上開催するものとする。
- 2 情勢分析連絡会は、やむを得ない事情があるときは、各構成員からの情勢分析資料の配付をもって開催に代えることができる。
- 3 情勢分析連絡会の開催にあたり、刑事企画課捜査支援室分析担当補佐は、事件分析班で得た施策立案・戦略的広報に有益と認められる知見について、報告を行うものとする。
- 4 戦略企画会議の進行は、別表に定める議長が行う。議長が会議を欠席するときは、別表に定める副議長又は議長が指名したものが代行する。

第4 庶務

戦略企画会議の庶務は、本部の警務課において行う。

第5 その他

この規程に定めるもののほか、戦略企画会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別 表

福井県警察戦略企画会議の構成

戦略企画会議	
主 宰	警察本部 警務課長

戦略企画会議 企画調整連絡会	
議長	警務課 企画室長
副議長	警務課 総合企画担当補佐
構成員	各部庶務担当課 企画担当課長補佐 その他警務課長が指名する者

戦略企画会議 情勢分析連絡会	
議長	警務課 企画室長
副議長	警務課 総合企画担当補佐 県民サポート課 広報担当補佐 刑事企画課 捜査支援室 捜査支援企画担当補佐
構成員	総務課 渉外担当補佐 生活安全企画課 犯罪防止対策室 犯罪防止対策担当補佐 刑事企画課 捜査支援室 捜査支援分析担当補佐 交通企画課 交通事故抑止支援室 分析支援担当補佐 警備課 災害対策室 警備実施担当補佐 その他警務課長が指名する者

事件分析班	
班長	刑事企画課 捜査支援室 捜査支援分析担当補佐
班員	生活環境課 生活安全特捜係 刑事企画課 捜査支援室 捜査支援分析係 交通指導課 交通特捜係 公安課 警備犯罪特捜係